

大正末-昭和戦前期における「訓練」の展開：山口 県の公立小学校を事例として

永江, 由紀子
九州大学大学院博士後期課程2年

<https://doi.org/10.15017/10540>

出版情報：飛梅論集. 7, pp.91-107, 2007-03-26. Graduate School of Human-Environment Studies,
Kyushu University

バージョン：

権利関係：

大正末—昭和戦前期における「訓練」の展開

—山口県の公立小学校を事例として—

永 江 由 紀 子*

問題の所在

本論文では、大正末から昭和戦前期にわたる「訓練」への意味付け、ならびに解釈のされ方に関する分析を通して、当時の初等教育現場における大正新教育と戦時下教育との接続関係について検討を加える。

大正新教育から戦時下教育への移行を初等教育実践の視点から考察した先行研究に、前田一男氏の論考¹⁾が挙げられる。前田氏は、千葉県山武郡東金尋常高等小学校・国民学校における教育実践で重視された「訓育」について、「教授だけでは担いきれない教育機能をもつものとして、自由教育の実践のなかで自覚されはじめた教育領域」であり、「教授のみに力点がおかれる「近代学校」のもつ弊害を批判するいくつかの視点をもつものであった」と総括している。そのうえで、「近代学校」への批判を共有しつつ、行的訓練や集団訓練が重視された国民学校の教育実践を明らかにしている。これを受けて本稿では、「訓練」が大正新教育との親和性²⁾を保ちながら、昭和戦前期にかけて継続的に展開していく構造の一端を明らかにする。

教育領域としての「訓練」は、明治後期の初等教育実践³⁾でも確認されるが、画一的・形式的教育を打破する新しい教育要素として、大正期には自由教育論者に受け入れられるようになった。その代表例として、千葉県師範学校附属小学校における実践があげられる。先行研究⁴⁾では、手塚が赴任後間もなく着手した学級自治会の開設が、千葉附小における最初の学校改革と位置付けられている。児童自身で会の進行や問題解決を行う自治会は、「訓練」実践のひとつの手段とみなされていた。戦時下には「錬成」へと収斂される「訓練」が、当初は自由教育の理念と合致するものであった点に着目したい。大正期と戦時下の接続関係を問ううえで「訓練」を分析対象とするのは、こうした理由からである。

そこで本論文では、大正末から昭和戦前期にかけて「訓練」に対してなされた意味付与をたどり、そこに多様な解釈が存在した状況について、山口県の公立小学校を事例として解明する。手順としてはまず、新教育思想の普及と、大正12年末におきた虎ノ門事件との関係について概観し、そのうえで同時期に普及した「自修訓練」に対する県学務当局の対応に焦点をあてる。さらに、初等教育現場において、「自修訓練」が訓導らにどのように解釈されたかをたどることによって、「自修訓

*九州大学大学院博士後期課程2年

練」が「訓練」へと連続性をもって語られる過程を読み解いていく。あわせて、昭和5年度に山口県主催による訓練研究会の指定校となった山口県豊浦郡豊浦尋常高等小学校における「訓練」研究について紹介する。以上の検討を通じて、戦前期の公立小学校に「訓練」が新たな意味のもとで再解釈される過程を提示したい。

I. 山口県における新教育の展開と虎ノ門事件の影響

ここではまず、本論に入る前段階として、大正末―昭和戦前期の山口県における教育界の状況を、大正新教育の展開という視点からおさえておきたい。

山口県の教育に言及した通史⁵⁾では、大正期の山口県における新教育の代表的事例として、防長教育会による県外学事視察事業、新教育団体「更新会」の発足、師範学校附属小学校による教育研究大会の開催、学校劇の普及などが紹介されている。山口県教育会の機関誌『山口県教育』誌上においても、西洋諸国の新教育思潮の紹介⁶⁾がなされていた。また、本稿の課題に即したものとして、県学務当局による「自修訓練」の奨励も、県内における新教育の展開として位置付けられていることに留意しておく必要がある。

新教育思潮の流入の一方で、国家的要請として思想の善導・国民思想統一が求められたが、統制の強化はとりわけ、大正12年12月27日におきた虎ノ門事件を受けてのことであると通史では説明されている。摂政暗殺未遂として知られるこの事件は、山本内閣の即日辞職を招いたとして知られているが、首謀者難波大助が山口県出身であったことから、県内では大々的に考慮すべき事件として扱われた。難波の出身地の村長・小学校長・担任訓導らが辞職するなど、「不敬事件」が県教育界に与えた影響は大きかった。事件後、翌大正13年1月に知事が告諭を発し、2月には教育会も総集会を開いて国民精神作興への対応策を講じるなどした。『山口県教育』第292号(大正13年10月)の誌面は、その大半が国民精神作興に関する意見と「不敬事件」への対応策とで占められている。大正13年3月以降には、県主催国民精神講演会の開催、防長愛国会の創立、県民祈誓式の挙行など、国民精神作興への対策が実践へと移されていった。

虎ノ門事件の影響で、新教育思潮は弾圧を受けたというのが一般的な解説であり、またそうした状況が予測され得るが、『山口県教育史』では、こうした虎ノ門事件が県教育界に与えた影響として、以下のように総括している。

虎ノ門事件は、県内教育界に大きな衝撃を与え、その後の教育の展開が、国家意識の高揚の方向へと進んでいく、その大きな転機となったといえよう。しかし、既に述べたように国家主義意識は、これ以前にも自由主義的意識と共存していたわけであり、本事件はそれを顕在化させ、より一層拍車を掛けたものといえよう。(中略) 本県でも虎ノ門事件後の大正十三年において、なお、自律、自治、個性尊重などは唱えられていたのであり、同年五月、山口中学校講堂において、アメリカ自由教育の典型ともいえるドルトン・プランの創始者パーカスト女史を招いて、講演を行って

るのである。それらを取り込みつつ国家意識の高揚は進んでいったといえよう。⁷⁾

すなわち、虎ノ門事件の前後で変わらず存在し続けた教育的要求もあり、そこには新教育思潮と重複する要素も包含されていた。新教育の流れをくむものが、この事件で一掃されたわけではないと理解するのが妥当であると思われる。本論文が検討の対象とする「自修訓練」や「訓練」も虎ノ門事件の前後にわたって扱われた、当時の教育課題であった。

このように揺れ動く情勢のなかで、「自修訓練」が導入され、これが「訓練」へと変容していく経緯について次章以降で検討していく。県当局や教育現場の教師は、「自修訓練」「訓練」をどのように認識していたのか。とりわけ、大正新教育との関連を視野に入れながら、大正末—昭和戦前期の山口県の公立小学校における「訓練」への対応を見ていくことにしたい。

Ⅱ. 「自修訓練」をめぐる山口県学務当局の対応

山口県において、大正末に展開された「自修訓練」は、新教育思潮の影響下で生じたことは先に述べた。当時、玖珂郡中洋校の訓導であった内山薫氏は、「自修訓練」の創始について、次のように回想している。

この時（＝大正12年：引用者注）の郡視学であった今川利平氏が、県視学に栄転し、いわゆる「自修訓練」と名づけられた「児童の自主学習を重んずる新教育の方法」が、県学務当局の奨励事項として指示せられることとなったのである。⁸⁾

大正末年に「自修訓練」が県の教育施策として導入され、「児童の自主学習を重んずる新教育の方法」として理解されていたことは注目すべきであろう。「自修訓練」の先駆的使用例としては、大正11年度において郡市視学集会の「聴取事項」として「児童自修訓練ノ情況」が含まれており⁹⁾、また同年の小学校長集会¹⁰⁾でも「自修訓練ニ関スル件」が「指示事項」となっているのが確認されるが、今川県視学の打ち出した方針が「自修訓練」の普及に与えた影響は大きいと思われる。

県視学による命名からも察することができるように、学務当局も「自修訓練」を県下に周知させるため、積極的な対応を見せている。その具体策として、大正12年度から県主催で「自修訓練」の教育実地研究会が開催されることとなった¹¹⁾。そこでまず、教育実地研究会に焦点をあて、研究会を通じての「自修訓練」の扱われ方について論じることとする。さらに、県学務当局の方針が地域の教育現場へと伝えられていく小学校長集会・郡市視学集会で発表された、県当局による「自修訓練」への意味付与についてたどることにしたい。

(1) 教育実地研究会にみられる「自修訓練」の変遷

「自修訓練」の普及をはかるうえで、県当局が行った施策のひとつに、県設教育実地研究会の開

催があげられる。今川県視学の提唱によって着手された「自修訓練」が、教育実地研究会という形をとりながら、初等教育現場へと普及していく様子についてみていくことにする。

この県設教育実地研究会は、「指定学校ニ於ケル指定事項ニ対スル教育ノ実地ヲ參觀シ其ノ設備、施設方法及成績ノ良否並之カ改善ニ関スル研究ヲ遂ケ實際教育ノ進歩ヲ期スルモノトス」という目的のもと、県が定めた指定事項に応じて、指定学校が研究成果を発表する会であった。研究会の開催に際し、「研究会ヲ統理ス」る役割の主監が県当局者から1名任命され、研究指導にあたる指導者も県から委嘱された。指定学校の研究会事前準備としては、「指定方面ノ重要問題ニ就キテハ学校トシテ其ノ態度ヲ明確ニナシ置ク」必要があり、また研究会当日は研究会の状況を速記し、閉会後には「研究会後更ニ職員会ヲ開キ研究会ニ於テ良好ト認メタル事項、改善ヲ要スト認メタル事項、疑問トシテ更ニ研究ヲ要スト認メラレタル事項等ヲ會員意見書記載ノ項目順ニ整理シテ研究整理書ヲ調製シ之ヲ実地ニ利用」することが求められ、こうした記録を閉会后一週間以内に主監に送付する義務があった¹²⁾。

教育実地研究会の指定校は、師範学校附属小学校ではなく、各郡における大規模な公立小学校が指定されることが多かった。指定学校となった場合は、準備・当日の運営・事後報告という一連の任務をひとつの公立小学校が引き受けたわけであり、当該校が学校全体をあげて県の施策に応える場として、この教育実地研究会の開催が位置付けていたと考えられる。

こうした教育実地研究会の指定事項には、複数の教科が指定されるのが通例であったが、大正12年度に初めて、「自修訓練」が指定事項に含まれることになった。各年度によって指定事項の内容が変化していることを考慮すると、県当局が当該年度に重視した教育施策が教育実地研究会に反映されていたと思われる。以下、この指定事項の変化と教育実地研究会の開催実績に着目しながら、県学務当局の「自修訓練」に対する取り組みについて言及する。

大正12年度の県設実地教育研究会では、理科・体操と並んで「自修訓練」が初めて教育実地研究会の研究内容として指定され、600円の予算が配分されている¹³⁾。郡市視学集会においても「教育実地研究会等ニ関スル件」として「理科体操自修訓練実地研究会ニ関シテハ遺漏ナク準備セラレタキコト」¹⁴⁾と指示された。この年度は、「自修訓練」に関する県設教育実地研究会が5回実施され、次に掲げた学校が研究指定校とされた¹⁵⁾。

開催数	開催年月日	指定校名
第1回	大正12年7月10日	美祢郡於福小学校
第2回	7月16日	山口町大殿小学校
第3回	11月3日	厚狭郡厚狭小学校
第4回	11月17日	佐波郡松崎小学校
第5回	大正13年1月29日	大島郡明新小学校

第2回の指定校となった、山口町大殿小学校における県設自修訓練実地研究会¹⁶⁾には、約400名の小学校関係者が集まり、開会式の後、実地授業が2時限行われた。実地授業では、「参観者は

各教室に雪崩のように押掛け批評眼を見開き見学」したという。この後、学友団幹部会をはさんで13時から17時にわたって研究会が開かれた。学務課長・熊野県視学の挨拶後、指定校の為近大殿小学校長による教育方針の説明に続いて、会員の質疑と実施授業に対する批評が行われ、師範学校附属小学校主事らの講評後、散会となった。さらに散会後にいたっても、「各県郡視学都濃郡長同校職員等は批評会の批評に対して更に批評する所あり口角泡を飛ばして八時半まで論じ立て」という白熱ぶりであった。翌日にも、大殿小学校では職員全員が集合して批評会を行ったが、この批評会にも都濃郡長が出席し、「細密の批評を試みた」とある。

また、こうした県主催による研究会に加え、都濃郡が郡主催で「自修訓練」の研究会を開催している点にも着目される。都濃郡長が、第2回県設自修訓練実地研究会に積極的に関わっていた様子は上述の通りであるが、このことから、都濃郡が「自修訓練」に力を注いでいた¹⁷⁾ことが推測される。「都濃郡教育研究会 自修訓練部門会研究要項」¹⁸⁾では、主に教育学説・主張や教育観について箇条書きの形態で紹介されている。これを「我国に於ける」教育学説に限定して見てみると、「及川平治氏の動的分团的教育」「千葉師範の自由教育」「稲毛金七氏の創造教育」「活動主義…樋口勲次郎氏の主張せしもの」「自動主義…河野清丸氏」などがあげられ、大正10年に実施された八大教育主張講演会の影響がみられる。このように、都濃郡では当時流行していた大正新教育の影響を受けた教育学説の摂取に努め、これらを「自修訓練」と結び付けながら解釈していた状況が読み取れる。要項の末尾では、「自修訓練」を「在来の教授訓練養護（教育全方面）に亘り児童をして自覚的自発的に学習せしむべく指導練成すること」と定義している。

大正13年度には、このような都濃郡の姿勢を反映したためか、都濃郡下松小学校が県設自修訓練実地研究会の指定校に選ばれた。大正13年12月6・7日の両日にわたって実施された研究会は、その準備にあたり「既に研究物としては教育経営に関するもの数千頁各科学習指導に関するもの二百頁其他メートル法指導要項、読方補助材料調査等を完成してゐる模様で当日参観者に実費で頒布する筈」¹⁹⁾と伝えられていることから、「自修訓練」研究集大成の発表の場として、指定校がこの教育実施研究会に臨んでいる姿勢がうかがえる。また、翌大正14年6月3日から5日かけて山口県の視察旅行を行った静岡県榛原郡視学の川島五作は、下松尋常高等小学校を訪れた際、「自習訓練能ク行ハレ授業中ニ於ケル児童ノ活動頗ル盛ニシテ、独自学習相互研究等見ルベキモノアリ」²⁰⁾という感想を残している。この視学の感想から、児童の学習活動における活発さが「自修訓練」を評価するうえでの尺度となっていたことがうかがえる。

大正13年度も、前年同様実地研究会の指定事項には体操・理科と「自修訓練」が指定されたが、前年の大正12年度には県設の研究会が5回行われたのに対し、13年度は1回しか実施されなかったようである。郡設の研究会としては、同月13・14日両日に、阿武郡明倫小学校において郡設の「自修訓練研究会」が開催されている²¹⁾。また、大正14年度においては、「自修訓練」は理科・体操とともに継続的に指定事項とされ、吉敷郡今道尋常高等小学校（大正14年10月下旬）と那珂郡川下尋常高等小学校（大正15年1月下旬）にて、県設自修訓練実地研究会が2回開催された²²⁾。

大正15年度に入ると、実地研究会における「自修訓練」の位置付けは大きく変化する。これま

では指定事項として含まれていた「自修訓練」が、これから外された点にまず着目できる。従来は、指定事項として教科名があげられていたが、この年は「学校教育全般ノ施設」を研究対象とした「第一種」と、修身・理科・家事科を研究対象とした「第二種」という2つの領域が設定され、「第一種」が新設される形となった。こうしたふたつの領域における「訓練」ならびに「自修訓練」の位置付けを、大正15年度の「教育実地研究会実施要項」²³⁾からみてみたい。

二、研究方面

第一種 学校教育全般ノ施設ニ涉リ左記事項ヲ調査スルモノ

一、管理及経営 二、教授 三、訓練 四、養護 五、社会教育 六、教師ノ修養研究 七、設備

第二種 修身理科家事科ニ於ケル左記事項ヲ調査スルモノ

一、教育ノ方針並ニ施設 二、自修訓練状況 三、設備 四、平素研究 五、教育ノ実際 六、児童成績

ここで「訓練」は、「第一種」すなわち「学校教育全般ノ施設」の充実度をはかるための、ひとつの尺度として位置付けられている。一方で「自修訓練」は、「第二種」として掲げられた教科目研究において、教科目の成果をはかるための基準として設定されている。すなわち、この時点で「自修訓練」はその意味内容をめぐる理論研究から脱却し、教科目研究における一方法論へと転化していることがうかがえる。さらに、「学校教育全般ノ施設」を評価するための基準としての「訓練」とは性格を異にするものとして認識され、「自修訓練」は専ら教科の枠内における、学習到達のための尺度として位置付けられている点にも留意しておきたい。

(2) 小学校長集会および郡市視学集会における「自修訓練」の伝達

前項では、教育実地研究会の変遷から、県あるいは郡主催ですすめられてきた「自修訓練」の研究状況をみてきた。教育実地研究会における「自修訓練」は、大正12年度から始まり、14年度を最後にみられなくなるため、ここでひとつの区切りを設定することができるだろう。ただし、教育実地研究会の実施は、一部特定の指定校あるいは一地域における「自修訓練」のあり方ともいえる。そこで次に、小学校長集会・郡市視学集会において県当局から「自修訓練」が各小学校もしくは各地域へどのような文脈で伝達されたのか、すなわち、県学務当局による「自修」の解釈について明らかにしたい。これに先立ち、県当局の方針、とりわけ「自修訓練」の導入に影響したとされる県視学今川利平²⁴⁾の教育施策方針について確認しておきたい。

今川は『山口県教育』の巻頭言で、「積極的実践的人材」と題し、次のように述べている。

教育者自身の態度に於ても、深く斯の点（＝実践の真理を失するの通弊を転回すること：引用者注）に留意を要すると共に、実際教育の上に於ても、児童生徒の天真不欺の本性を毀傷せざるや

う、能動的創造的賦能を啓培發揮する方針の下に、国家の進運に貢献する積極的実践的人材の養成に努めなければならぬ。而して、体育、理科、自修訓練は、この問題を解決する鍵ともなし得るものである。只そこに大なる用意と決心と努力とを要するのである。²⁵⁾

教育実地研究会において、「自修訓練」が扱われた最終年度にあたる大正 14 年度においても、「自修訓練」の普及に対する今川の姿勢は継続されており、他府県からの郡視学の視察団を前に、彼は「本県実際教育上目下奨励中ニアルモノハ体育、理科、家事、裁縫及自修訓練ナリトス」²⁶⁾ という県の教育方針を述べている。この体育・理科、ならびに「自修訓練」に対する重点化政策は、先の県設実地研究会における指定事項とも重なっている。今川は、「本県小学校の自修訓練は、一般研究の時期に入りて二年有余、最早学説論議の時期を過ぎて実際問題解決の時期にあらねばならぬ」²⁷⁾ という見解を示し、教育現場における「自修訓練」の実践的適用に期待をかけていた。

続いて、こうした県当局の意向を各地の小学校長あるいは視学に伝える場となっていた小学校長集会・郡市視学集会における「自修訓練」の伝達について、大正 13 年から 15 年度に注目してみたい。

大正 13 年は、3 月 24・25 両日に郡市視学集会、10 月 10・11 両日に小学校長集会が開催された。この年は、前年度末の虎ノ門事件の影響を反映した年といえるだろう。郡市視学集会では、「児童訓育に関する件」が指示事項のひとつとなり、聴取事項として「近時思想の動揺に伴ひ児童訓育上に及ぼしたる影響如何」があげられている²⁸⁾。また、県下小学校長 390 余名のほか中等学校長同訓育主任を集めて開催された小学校長集会においては、「偏知教育ノ弊ヲ改メ徳育ヲ重視」するよう指示する「訓育徹底ニ関スル件」が指示事項としてとりあげられた。こうした「訓育」への言及は、この年のひとつの特徴と思われる。また、この他にも校長集会では指示事項として「教育新主義ニ対スル態度ニ関スル件」「教育能率増進ニ関スル件」などとともに「自修訓練ニ関スル件」が扱われた²⁹⁾。ここで県当局は、「自修訓練」を次のように解釈している。

本県ノ奨励シツ、アル自修訓練ハ所謂自学自治ノ両方面ヲ不分離的ニ取扱ハムトスルモノニシテ教授訓練養護等教育ノ全般ニ亘ル只従来児童カ多ク受動的ニ与ヘラレタルヲ改メ児童ノ発達程度ニ応シ努メテ自発的、自律的、自覚的ニ修得スルヤウ指導シテ之ヲ慣習タラシメムトスルニ外ナラス

児童に対して受動的教育を行ってきた弊害を改め、「児童ノ発達程度ニ応シ努メテ自発的、自律的、自覚的ニ修得スルヤウ指導シテ之ヲ慣習タラシメムトスル」ことを目指す「自修訓練」と同様の見解を、当時の知事であった三松武夫も持ち合わせていた。大正 14 年 9 月 15・16 日に開催された郡市視学集会における知事訓示の中で、初等教育に関する留意が「教育者ヲシテ一層職責尊重ノ精神ヲ發揮セシムルヲ要ス」「教育能率ノ増進ニ関シ一層ノ留意ヲ要ス」「教育ヲ一層實際化スルヲ要ス」の 3 点にまとめて言及されている。このなかの、「教育能率ノ増進」という観点から、「自

修ノ習性ヲ馴致スル」という論理を導いている。三松知事の発言からは、大正新教育の思想から生じた「自修訓練」が、「教育能率ノ増進」として、受け止められていた様子がうかがえる。

教育ハ児童人格ノ陶冶ヲ目的トシ教授訓練養護ヲ分離スルコトナク心身発達ノ程度ニ鑑ミテ努メテ自修ノ習性ヲ馴致スルト共ニ常ニ洗鍊セル學術ト熟達セル方法トヲ以テ之カ指導ヲ怠ルコトナク以テ教育効果ノ向上ヲ期セサルヘカラス³⁰⁾

次に、大正 15 年度の小学校長集会についてみてみたい。この年度も、「指示事項」には「訓育徹底ニ関スル件」「自修訓練徹底ニ関スル件」が含まれている³¹⁾。「自修訓練」については、「之ガ研究実施二年ヲ重ネ其ノ効果漸ク顕ル、ニ至レルモ未ダ之ガ真義ニ徹セズ種々ノ弊害ヲ伴フモノモ少カラザルト共ニカ、ル弊害ノ一面ノミヲ指摘スルニ急ニシテ其ノ真価ヲモ軽視セムトスルモノアルハ遺憾トスル所ナリ」との感想を付している。「自修訓練」が「種々ノ弊害ヲ伴フ」という問題を抱えつつある一方で、「其ノ真価」を見極めるべきだとする県当局の姿勢は、この時期においてははまだ「自修訓練」に対する期待を有していたと読み取れるだろう。

「指示事項」の中では、具体的に「自修訓練」について「独自学習ニ対スル補導ヲ徹底セシメ又実験観察ヲ重ンジ文字符号ノ教育トナリ或ハ解説書学習トナルカ如キ弊ニ陥ラサル様留意スルコト」(4 項)「児童ノ自発的能動的学習ヲ尊重シ心カノ練磨ニ留意スルコト」(5 項)といった指示もみられる。県の方針としては、「自修訓練」に対して「今後一層之ガ本質的研究ニ努メ其ノ弊害ヲ除キ真価ヲ發揮セシムベ」きという態度を示していたが、校長集会・郡市視学集会で「自修訓練」が項目として立てられたのは、この大正 15 年度が最後であった。

先述した県設実地研究会において、「自修訓練」が扱われた最終年度が大正 14 年度であったことも考慮に入れると、県当局が「自修訓練」に政策的意図を見出していたのは、大正末年までだったといえるだろう。ただし、大正新教育の流れをくむ「自修訓練」が、虎ノ門事件において払拭されていない点に注目すべきである。「訓練」ならびに「訓育」の問題と並存することによって教科学習領域への限定は見られるものの、今川県視学による期待を受けながら、「自修訓練」は論じられ続けていた点を確認しておきたい。

Ⅲ. 教育現場における「自修訓練」「訓練」をめぐる解釈

これまでは、県当局による「自修訓練」の取り組みについてみてきたが、ここからは教育現場において訓導たちが、「自修訓練」をどのように理解し、現場に根付かせていったのかという実態について、より教育実践に近い部分から迫ってみたい。先に、今川利平県視学が「自修訓練」を提唱し、体育・理科とともに「自修訓練」を教育政策として取り込むことでその普及に尽力したことを述べたが、大正末に新しい理念として登場した「自修訓練」を伝達していくためには、県当局の「自修訓練」に対する方針を示す必要があった。今川は、大正 14 年に「自修訓練」について次のよう

に言及している。

自修訓練ニ就テハ近来各種ノ新主義アルモ極端ナル自由主義ニハ反対スルモノナリ。然レドモ伝統的画一注入主義モ亦採ラザル所也。

従来ノ所謂教授訓練養護ヲ不可分離ノモノトシ画一注入ヲ避ケ兒童ノ心身ノ発達ニ鑑ミ無理ナキ程度ニ於テ自律的自治的自覚的ニ教育ノ凡テヲ習慣付ケントス（中略）兒童ノ実カヲ過信セズ主義ノ弊ニ陥ラズ時代ノ思潮ヲ酌ム³²⁾

山口県における「自修訓練」は、当初、大正新教育の理念を含むものとして展開されたが、その内容については「極端ナル自由主義」「伝統的画一注入」のいずれでもないと思視学は位置付け、そのねらいは「自律的自治的自覚的」な習慣養成にあるとした。『山口県教育』誌上では、大正12年から15年度を中心として「自修訓練」の意味内容をめぐる議論が繰り返されている。そこで、第一にこうした訓導らの意見を整理することにしたい。結論を先に述べると、彼らは「自修訓練」そのものについては扱いかねていたように見える。そのため、「自修訓練」を「自修」に引き付け、「訓練」とは分離するかたちで、訓導らの意見発表が行われた。

第二として、「自修」と「訓練」とに分離された後の「訓練」の状況について、山口県豊浦郡豊浦尋常高等小学校（以下、豊浦小と略記する）の事例をとりあげる。県設教育実地研究会において、「自修訓練」は大正12－14年度に限って指定事項となっていたことを前章で述べたが、昭和5年度に入ると、指定事項の中に「訓練」が登場してくる。そして、唯一「訓練」の指定校となったのが、豊浦小であった。こうした理由から、豊浦小における「訓練」研究への取り組みについて、明らかにしたい。

(1) 教育現場における「自修」と「訓練」の分離

「自修訓練」をめぐる『山口県教育』誌上での議論は、前章でみてきた県当局の「自修訓練」への対応と呼応しており、大正12年から15年を中心に展開された。この間、大正13年には内山薫（那珂郡中洋校）の「自修訓練の教育的自殺？」と題した論文が、誌上で「教育論戦壇」として扱われ³³⁾、この論文に対する批判³⁴⁾・再批判³⁵⁾も掲載されて「自修訓練」をめぐる議論を白熱させた。

この論戦以前に、守田保（室積附属女子）³⁶⁾は「自修訓練」を語彙の面から分析を加えている。守田は、「自修訓練」とは曖昧な概念ではあるが、道徳的色彩が強いものであり、「訓練（Discipline）を自修的にやる」「自修法の訓練（Training）をやる」といったような意味が考えられるが、要するに自修法（＝学習法）の訓練を指すのであろう、とまとめている。

また、第1回県設自修訓練教育実地研究会に参加した平井貫祐（大津郡大畑校）³⁷⁾は、研究会において「近頃自学自習の訓練が何処にも建設される様だが多くは行詰りの状態に陥るやうである。それは学習の形にのみとらはれて児童心理を根底において研究せぬからである」との山口師範附小小関主事の話に同感し、「一、我を知る 二、児童を知る 三、社会を知る」の三大原則を根底とした

ならば「社会の潮流に順応し以つて児童の個性を精密に調査し日々自己の修養を怠らず教育のために教育せば近き将来に於て理想的なる自修訓練の建設を見ることが出来るであらう」と結論付けている。

こうした平井の主張と同様に、「自学」や「学習」という観点から「自修訓練」を考察した訓導に、山本宝作（美祢郡於福校）³⁸⁾がいた。彼は、「児童観の確立」「学習訓練の基調 学習態度と自学心」「自学自修指導上の一考察」といった論文を『山口県教育』誌上に投稿していたが、彼はこうした教育論を奈良女子高等師範附属小学校における教育実践から学びとっていた。また、「自修訓練」論争の実質的な担い手となっていた内山薫も、「千葉師附（「小」欠カ：引用者注）の自由教育、換言すればナトルプ流の理想主義の教育に深い共鳴を感じて」³⁹⁾いた。このように、「自修訓練」は当時流行していた大正新教育に依拠した教育学説との関連の中で論じられた。

こうした論者たちは、必然的に「自修訓練」の「自修」という部分に力点を置いて議論をすすめていく結果となり、児童心性への着目や児童の自発活動を強調する方向へと向かっていった。上田虎之進（阿武郡福川校）⁴⁰⁾の場合、児童が自主的に学習習慣を身につけることが「自修訓練」達成の目標と説き、そのためには参考書や図書室・標本室といった環境整備の必要性を訴えた。また、「児童観の改革」を求める内山薫⁴¹⁾は、「児童の本性の中に自ら創造し立法する根本的な働きとしての自由意志を見出す事」の必要性を説き、「児童の自発活動動的 가능성을認めることなしに自修訓練の形骸を真似やうとするのは、鵜のまね（「を」欠カ：引用者注）する鳥に異ならない」と述べている。さらに、「自修訓練が従来の教育教授に対して重要な意味を持つやうになつたことは、盲従より自覚への歩みが更に画一より自由へと進展して来たからであらう」として、「自修訓練」を通じた自由教育の推進を前向きに評価している。「自修訓練——訓練といふ字は当らないか」と記された部分に、「自修」概念の強調が集約されている。

湊久太郎（豊浦郡宣徳校）⁴²⁾の論法は、さらにわかりやすい。彼の場合、論文題目が「自修訓練の本質的考察」となっているにも関わらず、文中の見出しは「一、自修の意義／二、自修成立の三要素／三、理想的自修態度—横に見て／四、理想的自修に於ける児童活動の部面—縦に見て／五、自修訓練の必要観／六、結論」という構成をとっている。ここから、「自修訓練」の「自修」に焦点をあてた記述となっていることが読み取れる。

一方で「訓練」に重点をおいた訓導たちも存在した。上田豊（都濃郡徳山校）⁴³⁾は、「児童訓練について」と題する論考の中で、訓練の目的として「訓練は児童の意的生活に対する教育である。即ちその目的は児童の意志をして邪悪を避けて正善に向はしめ其実行に於て確實鞏固のものたらしめんことを期するにある」としている。これに続く論の展開としては、「二、敬神崇祖の思想と訓練／三、国民道德の源は敬神崇祖／四、敬神崇祖とは何ぞ／五、伊勢神宮に対する国民的信仰／六、私の教室／七、教室は家庭的に／八、教授と訓練／九、休憩時と訓練／一〇、掃除当番／一一、教師の覚悟」という構成のもと、「訓練」を通じた道德的品性の陶冶を主張している。

松村旭峯（都濃郡豊井校）⁴⁴⁾の場合、訓練を「個性の基礎の上に、第一に他律的に善良の慣習を養成して児童の発達に伴つて漸時に道德的の知見を啓発して、知見は之を実行に導き無意的の実

行には知見を与へそして、遂に鞏固なる自立的の慣習を得さするに有る事だと思ひます。約言すれば訓練の極致は実行の指導に始まつて実行の指導に終るものと言はれやう」と定義し、「訓練」や「訓育」に関する論考を執筆している。

以上みてきたように、『山口県教育』誌上における「自修訓練」をめぐる議論は、「自修」と「訓練」が別々のものとして扱われるようになっていく。これは、執筆者各人が有していた教育観の相違による結果でもあるが、教育現場において「自修訓練」そのものが正面から議論されることがなく、「自修」「訓練」それぞれに意味付与がなされてきた過程に注目したい。

(2) 豊浦尋常高等小学校における「訓練」の展開

ここからは、「自修」が切り離された昭和期以降の「訓練」について焦点をあてることとする。昭和4年に、京阪神視察を行った今井信治（山口師範大歳附属校）⁴⁵⁾は、奈良女子高等師範学校附属小学校の教育実践に接し、「殊に往年全県下の小学校に流行した自修訓練とは雲泥の差がある」という感想を残している。昭和4年の時点では「自修訓練」は往年の流行として認識されるに過ぎなかったことが推測される。

第1章で扱った県設教育実地研究会では、大正15年以降になると「自修訓練」は指定事項から外されるが、昭和5年になると新たに「訓練」が採用される⁴⁶⁾。この年度の小学校教育実地研究会は、教育一般を扱う「第一種」として2校、「第二種」の「訓練」ならびに職業指導・低学年教育・手工について、それぞれ1校ずつが指定校となった。このとき、「第二種」の「訓練」として指定を受けたのが、豊浦郡豊浦尋常高等小学校であった。そのため豊浦小は、学校全体で訓練研究会に向けて取り組むことが求められた。

研究会開催にあたり、豊浦小側の史料には「研究及努力の一切が児童本位に行はれなければならぬ」、そして「正しい児童観や教育観の上に立って訓練の本質を明らかにしたい」⁴⁷⁾との抱負が記されている。豊浦小では、研究会の実施に先立ち、「各教員より平素の訓練状況につきて所感其の他を語り合ひ将来の努力点などの協定」をなす「訓練打合会」が毎月1回開かれていた⁴⁸⁾。

訓練研究会は9月下旬に2日間実施予定⁴⁹⁾であったが、実際に行われたのは10月7・8日両日であった。1日目の午前中は授業の実地視察が行われ、「学科ヲ通シテノ訓練ノ実際」を参観者に提示した。午後には「本校訓練ニ関スル発表並ニ会員ノ質疑」が行われた。また、2日目は午前6時から「少年団訓練」が行われ、授業の実地視察後、「研究会員質疑批評」「指導者並主監講評指導」が13時半まで続けられた⁵⁰⁾。

豊浦小発行の冊子『訓練の実際』には、「訓練方針」として以下のように記されている。

大体に於て児童の生活は衝動的であるけれども同時にまた尊い理性の萌芽が具つて居る。それによつて児童はそのおのづからなる生活をよりよき生活に進めんとする純真な自覚を有ち得る。この純真な自覚を呼び覚し、その純真な自覚から起る要求即ち理想を、おのづからなる生活の上に実現せしむることが教育である。訓練は実にこの自発自展する理性力に信頼する教育作用である。

内から発展して自らを照らす力は児童の自修である。故に訓練に於ても先づ第一に自己修養の原理を認めねばならぬ。訓練と呼ぶるゝ教師の働きも畢竟その補導に過ぎぬ。従つて訓練は必ず児童の自修に交渉するものであり、この交渉あるが為に自修が完全に行われるのである。⁵¹⁾

ここでは、「訓練は必ず児童の自修に交渉するもの」として、「訓練」と「自修」との密接な関係が説かれている。そして、「内から発展して自らを照らす」という「児童の自修」を養成するために、「訓練」は欠かせない手段であるとされる。この理論の中では、前項で扱ったような「自修」の要素、すなわち児童の個性重視や学習習慣の育成といった意味は「自修」には与えられていない。しかしながら、児童が内面から自身の行為を感化・規定していくように要求している点は、大正一昭和戦前期を通じて共通しているといえるのではないだろうか。

豊浦小では、この後も自治会の実践や「児童訓練必行事項」「児童訓練上教師ノ厳守スベキ事項」として「訓練」が継続的に検討され、児童の生活全般にわたって「訓練」が浸透していくことになる。最後に、昭和7年度における「訓練」に関する言及⁵²⁾をみておきたい。

口の訓練耳の訓誡理屈の説教には聞きあいて居る。小八ヶ間敷く言はれると其の反比例に児童の心情は悪化して「何か」といふ反抗心さへも成長する。

これも訓練に自修的部面が提供されて居ないのに基く。自分の瞳を自分の内面に向けて静に自己生活の姿を観照する機会の少い方法上の欠陥から来る。

さらに、「自修的訓練の要」として「計画的に親に教師に友達に進んで神に自己に誓つて行ふ心と行為」「反省一神の前に自分をさらけ出す行為と心」と記されている。ここでは、「自修的」な「訓練」として、自己の内面化をはかることによって、児童自ら行動の規制をかけていくことを要求しているように思われる。

「自修」と「訓練」との分離にともない、昭和に入ると県学務当局による施策や教育雑誌上における言説からは姿を消した「自修訓練」であったが、「訓練」が担う教育実践には、新たな意味が与えられつつ、小学校教育の中に根付いていく様子が見えてくる。「訓練」は「訓育」と並んで、視察報告や各学校における教育実践紹介といった形で、依然として議論の対象となっていく。その一方で、消滅したかに見える「自修」は、大正期に付与された解釈を一部捨象するものの、その核となる部分、すなわち児童の自発性に対する要求を残しながら、昭和戦前期の「訓練」へと密接な関わりをもち続けていくのである。

本稿のまとめ

本論文は、大正末一昭和戦前期の山口県における「訓練」の解釈のされ方に焦点を当て、公立小学校を対象とした教育政策や教育現場の取り組みのなかに見られる、大正新教育の変容について明

らかにした。

山口県では、大正末に自由教育思想が紹介された時期と並行して、県学務当局は「自修訓練」を体育・理科とともに強化項目のひとつとして掲げていた。「自修訓練」は、当時の新教育学説を取り込みながら、児童が主体的に活動する習慣の養成を期待するものであった。大正末における山口県教育界の動向としては、虎ノ門事件（大正12年末）の影響が思想の弾圧に大きく影響したと一般的には説明される。この「不敬事件」後、県全体をあげて国民精神作興への対応が迫られたのは確かであったが、その一方で大正新教育から派生した教育思想が継続して活用される事例もあった。本論文で検討対象とした「自修訓練」も、これに該当する。

大正12年度には、5回にわたる県設教育実地研究会の開催状況から、県学務当局が「自修訓練」に寄せた期待の大きさが読み取れる。これは、当時県視学を務めていた今川利平が、県教育方針の重点項目として内外に広めていたことからもうかがえる。「自修訓練」は教育能率の向上という観点からも評価され、小学校長集会や郡市視学集会において伝達された県学務当局による解釈も、割合に好意的であった。虎ノ門事件後は「訓練」「訓育」といった新たに生じた問題と共存しながら、やがて昭和に入ると県設教育実地研究会等の教育政策からは姿を消していった。

初等教育にたずさわる訓導たちは、「自修訓練」そのものについて議論を深める動きはみられず、『山口県教育』誌上では「自修」と「訓練」は別個のものとして各人の意見が展開されていった。「自修」を重視する論者たちは、当時の新教育主張を踏まえながら持論を述べている。また、郡設で開催された「自修訓練」研究会においても、大正新教育の流れをくんだ学説・主張を紹介することで、「自修訓練」研究を深めていた。このように、「自修訓練」は「自修」概念へと収束される動きをみせた。一方で、「訓練」「訓育」を主張する論者たちは、道徳的品性の陶冶に基づいた実行問題について扱っている。加えて、「自修」という語を併わなくなった、昭和期以降の「訓練」の実態として、昭和5年に県設訓練実地研究会の指定校となった豊浦小の「訓練」を事例としてとりあげた。豊浦小における「訓練」研究の深化からは、児童の内面化をはかり、自己規制を行うための方法として「自修」概念の活用がなされていたことが確認された。

本論文では、第二次世界大戦直前の「訓練」について言及できなかったが、「自修」的概念を含んだ「訓練」の拡大が、戦時下教育の構築に与えた影響については、今後の検討課題としていきたい。

<注>

- (1) 前田一男「戦時下教育実践の史的研究—東金小学校・国民学校を事例として—」（『日本教育史研究』14、1995年）。前田氏は、大正期に手塚岸衛のもとで自由教育実践に取り組んだ鈴木源輔の教育実践が、戦時下に皇民教育実践で著名となった東金小学校・国民学校においていかなる変容をみせたかについて、様々な史料や聞き取りに基きながら検討を加えている。
- (2) 清水康幸氏は、寺崎昌男・戦時下教育研究会『総力戦体制と教育—皇国民「錬成」の理念と実践』（東京大学出版会、1987年）の中で、「道場型」錬成から「生活型」錬成への転換について、

大正自由教育の系譜に立つ錬成論から前者に対する批判が生じたことを指摘している。また、木村元氏は「自由教育派の教育学と国民学校論—長田新の教育学における「教授」と「錬成」—」（『日本の教育史学』第33集、1990年）において、自由教育派の理論的指導者であった長田新が「学校教授型錬成」を発案し、それが教育学者に受け入れられた過程をたどっている。

- (3) 小学校に「訓練」が比較的早い段階で定着している様子が、優良小学校における教育実践などからうかがえる。学校教育現場における「訓練」は、学校運営的意味合いが強く打ち出され、各小学校において多様な取り組みが見られる。また、教育現場のみならず、「訓練」の理論研究も盛んであった。吉田熊次の『訓練論』（弘道館、増補版）は大正14年当時に10版を重ねており、この他にも、訓練・訓育に関する研究書として山本良吉の『新訓練論』（教育研究会、1925年）、小川正行の『最近訓練原論』（東洋図書、1929年）などが出版されていた。
- (4) 宮坂義彦「手塚岸衛と自由教育」『教育学研究』第34巻第1号（1967年）、中野光『大正自由教育の研究』教育名著選集⑥（黎明書房、1998年：初版1968年）、『自由教育』復刻版6（『近代日本教育資料叢書』史料篇6、宣文堂、1974年）解説（中野光執筆）などがある。
- (5) 『山口県教育史』（山口県教育会編集発行、1986年）、『山口県政史』下（山口県文書館編集、1971年）、小原国芳編集『日本新教育百年史』第7巻 中国・四国（玉川大学出版部、1970年）などがあげられる。なお、「更新会」とは阿武郡東部で発足した青年教師のグループであり、大正9年頃から12、3年にかけて、県下教育界を風靡した革新的な教員団体であった。
- (6) 一例として、岡崎兼満（厚狭郡吉田校）「新教育の方法について」『山口県教育』第283号（大正12年12月）。
- (7) 前掲『山口県教育史』（97-98頁、橋尾四郎執筆）。なお、本論文での引用箇所における下線および太字は、以下、すべて引用者によるものである。
- (8) 前掲『日本新教育百年史』「山口県」の部分に、「第五章 新教育の回顧（座談会）」の記録が掲載されている（356-357頁）。
- (9) 「郡市視学集会情況」『山口県教育』第272号（大正11年10月）。
- (10) 『山口県教育史』下（山口県教育会編纂、大正14年3月、附録148頁）。復刻版である仲新・石川松太郎編集『日本教育史文献集成』（第一書房、1982年）を参照した。
- (11) 前掲『山口県政史』下（219頁）、前掲『日本新教育百年史』（324頁）。
- (12) 以上の県設教育実地研究会に関する記述は、「県設教育実地研究会実施要項」『山口県教育』第302号（大正14年9月）にしたがった。
- (13) 「山口県教育主要施設」『山口県教育』第278号（大正12年6月）。
- (14) 「郡視学集会」『山口県教育』第279号（大正12年7月）。
- (15) 表を作成するにあたり、各回の開催年月日・指定校名の出典は以下の通り。
第1回：平井貫祐「自修訓練の三大原理」『山口県教育』第281号（大正12年9月）。
第2回：『防長新聞』大正12年7月15・18日。
第3回：「教育実地研究会」（学事暦）『山口県教育』第283号（大正12年12月）、『防長新聞』

大正 12 年 11 月 5 日。

- 第 4 回：「教育実地研究会」（学事暦）『山口県教育』第 283 号（大正 12 年 12 月）。
- 第 5 回：『防長新聞』大正 13 年 1 月 31 日。
- (16) 『防長新聞』大正 12 年 7 月 15・18 日。
- (17) 都濃郡主催による「自修訓練」研究会は、大正 12 年に 8 月に「郡下普通教育の振興に裨益するの目的を以て」設置され、自修訓練・理科・体操・家事裁縫の 4 部門があった。各部門ごとに部門会が毎月 1 回行われ、研究調査内容の発表が行われた。「都濃郡教育研究会 自修訓練部門会研究要項」『山口県教育』第 287 号（大正 13 年 4 月）。
- (18) 同前。
- (19) 『防長新聞』大正 13 年 12 月 4 日。
- (20) 「他府県郡視学の心眼に映じたる山口県初等教育（其ノ一）」『山口県教育』第 301 号（大正 14 年 7 月）。
- (21) 「自修訓練研究会」（学事暦）『山口県教育』第 295 号（大正 14 年 1 月）。
- (22) 「県設教育実地研究会実施要項」『山口県教育』第 302 号（大正 14 年 9 月）。
- (23) 「県下小学校長集会」『山口県教育』第 318 号（昭和 2 年 2 月）。小学校長集会における注意事項「教育実地研究会ニ関スル件 教育実地研究会実施要項」より引用。
- (24) 『山口県学事関係職員録』（山口県教育会発行）によると大正 12 年 5 月 15 日現在（大正 12 年 8 月発行）の時点では今川利平は県視学に就任していない。翌大正 13 年 6 月 1 日現在（大正 13 年 8 月発行）では、3 級の県視学として今川の着任が確認できる。
- (25) 「積極的実践的人材」『山口県教育』第 290 号（大正 13 年 7 月）。
- (26) 注 20 に同じ。静岡県榛原郡視学の川島五作が、「初等教育ニ対シテ採レル最近ノ方針」に関する今川県視学の講演の大意を書き留めたもの。
- (27) 「教育實際家の本領」『山口県教育』第 301 号（大正 14 年 7 月）。文末に、「初等教育研究大会閉了の日、今川」と記されている。
- (28) 「郡市視学集会」（学年暦）『山口県教育』第 288 号（大正 13 年 5 月）。
- (29) 「山口県小学校長集会」『山口県教育』第 292 号（大正 13 年 10 月）。
- (30) 「郡市視学集会」『山口県教育』第 303 号（大正 14 年 10 月）。
- (31) 「県下小学校長集会」『山口県教育』第 318 号（昭和 2 年 2 月）。このときの小学校長集会は、1 月 17・18 日に柳井町・小郡町・萩町、同月 19・20 日に下松町・長府町でそれぞれ開催された。
- (32) 注 26 に同じ。
- (33) 内山薫「自修訓練の教育的自殺？」『山口県教育』第 285 号（大正 13 年 2 月）。なお、教育論戦壇の記事は「本論戦壇に掲載せるものは十分研究すべきものであると思ふ。続々論戦の寄稿あらんことを望む」ものとして、読者の注意を引き付けたと推測される。
- (34) NT 生（厚狭郡吉田校）「自修訓練の教育的自殺？を読みて」、久保更正（大島郡棕野）「自修訓練は教育的生長なり」『山口県教育』第 286 号（大正 13 年 3 月）。

- (35) 内山薫「再び自修訓練の教育的自殺(?)について」『山口県教育』第287号(大正13年4月)。
- (36) 守田保「自修訓練の能率を挙げる上に障害となるべき事項に就いて」『山口県教育』第282号(大正12年10～11月)。
- (37) 平井貫祐「自修訓練の三大原理」『山口県教育』第281号(大正12年9月)。
- (38) 山本宝作「児童観の確立」『山口県教育』第278号(大正12年5月)、「学習訓練の基調 学習態度と自学心」『同』第279号(大正12年6月)、「自学自修指導上の一考察」『同』第284号(大正13年1月)。
- (39) 注35に同じ。
- (40) 上田虎之進「自修訓練の研究」『山口県教育』第308号(大正15年3月)。
- (41) 注33・35に同じ。
- (42) 湊久太郎「自修訓練の本質的考察」『山口県教育』第302号(大正14年9月)。
- (43) 上田豊「児童訓練について」『山口県教育』第311号(大正15年6月)。
- (44) 松村旭峯「小学児童の生活と訓練に就いて」『山口県教育』第288号(大正13年5月)、「訓育の実際」『同』第294号(大正13年12月)。なお、前者の執筆者は「旭峰」と記されているが、松村と同一人物として判断した。
- (45) 今井信治「昭和教育の行き方(京阪神視察を終へて)」『山口県教育』第344号(昭和4年4月)。
- (46) 「小学校実業補習学校長集会提出事項」『山口県教育』第357号(昭和5年6月)。小学校長集会における注意事項「小学校及実業補習教育実地研究会二関スル件」より引用。また同年8月8日には、山口県学務部長より山口県教育会に対し「時局に鑑み学校訓育を徹底せしむる方法」の研究調査方を委嘱している(「会館日誌」『山口県教育』第360号、昭和5年9月)。
- (47) 「諸印刷謄写物綴込」昭和5年度(「椿惣一先生資料」資料番号2・1268)。「椿惣一先生資料」は、大正5年から昭和8年にかけて豊浦小の校長を務めた椿惣一の文書である。椿家から寄贈され、下関市文書館(山口県下関市立長府図書館併設)に所蔵されている。
- (48) 豊浦尋常高等小学校『訓練の実際』(下関市立長府図書館所蔵)。発行年月日が付されていないが、「昭和二年三月六日 小学校寄贈」の書き込みがなされているため、これ以前の作成と思われる。
- (49) 「小学校実業補習学校長集会提出事項」『山口県教育』第357号(昭和5年6月)。
- (50) 「訓練研究会実施要項」昭和5年(「椿惣一先生資料」資料番号2・1179)。研究会期間中は「研究資料並参考品」が陳列室に展示されており、随時観覧調査できるようになっていた。
- (51) 注48に同じ。
- (52) 「諸印刷謄写物綴込」昭和7年度(「椿惣一先生資料」資料番号2・1581)。

The Development of “Discipline” from the End of Taisho Period to the Prewar Showa Period

— A Case Study of the Public Elementary Schools in Yamaguchi Prefecture —

Yukiko NAGAE

This paper deals with the relationship between New Education in Taisho period and the wartime education.

The practitioners of New Education expected “Discipline” to be a new educational method which could overcome the obsolete education in Meiji period. This paper focuses the change of recognition about “Discipline” around the end of Taisho period.

“Self-teaching Discipline” was introduced as an important part of New Education Movement in Yamaguchi prefecture during Taisho period. The educational authorities in Yamaguchi prefecture accepted “Self-teaching Discipline” in a positive way. They held a workshop about “Self-teaching Discipline” several times from 1921 to 1925, and advocated the needs of “Self-teaching Discipline” toward principals of public elementary schools and district inspectors.

In educational circles, teachers discussed “Self-teaching Discipline” separating “Self-teaching” from “Discipline”. Through their discussion, “Self-teaching” was shown as a thought of New Education, while “Discipline” was explained as moral training.

This paper also treats, as a case study, the “Discipline” of TOYORA elementary school, which was appointed as a school for workshop of “Discipline” by the educational authorities in 1930. This school encouraged behavioral regulation for school children in order to practice “Discipline” using the method of “Self-teaching” with internalization.

From the above-mentioned analysis, a role and transformation of “Discipline” was explained from the end of Taisho period to the prewar Showa period. That is, “Discipline” took over the effects of New Education, and at the same time, it became the key to build the wartime education.